

遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件（告示）の公布について



2021年9月30日に環境省は遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検の回数を定める件（令和3年環境省告示第59号）を公布しました。

背景としては、令和2年度規制改革実行計画において流量調整槽が前置された大型浄化槽について、遠隔監視機能を用いることを条件として、保守点検回数の緩和が可能か、検討を行う事となり、その後、令和2年度浄化槽リノベーション推進検討会にて、遠隔監視機能を有する等の一定の条件を満たす浄化槽については、保守点検回数の緩和措置を講ずることが可能であるとの報告がありました。そして、これらの遠隔監視機能を有する浄化槽の保守点検回数に関する特例を位置づけるため、本告示が制定されました。

告示の内容は以下の条件を満たす浄化槽の点検回数を見直すものです。

処理方式	浄化槽の種類	点検回数	変更前の点検回数
膜分離活性汚泥方式	<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員51人以上 ・遠隔監視機能を有し、異常が発生した際、速やかに適切な措置をとるための体制が確保されている 	2週間に1回	1週間に1回
回転板接触方式 接触曝気方式 散水ろ床方式	<ul style="list-style-type: none"> ・処理対象人員51人以上 ・流量調整槽が生物反応槽の前に設置されている ・遠隔監視機能を有し、異常が発生した際、速やかに適切な措置をとるための体制が確保されている ・浄化槽から生じる汚泥を1ヶ月以上貯留することができる ・し渣かごが設置されている浄化槽の場合は、し渣かごにし渣が1ヶ月以上貯留することができる 	1ヶ月に1回	2週間に1回

また、本告示に対する意見（パブリックコメント）に監視機能の具体的な内容について質問があり、環境省はこれらの事項について本告示の施行通知において明らかにすることを予定しています。

当社では、浄化槽排水を含む多くの排水分析について長年の実績があります。ご不明な点等ありましたら、是非一度お問い合わせください。

資料 [2021年9月30日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 武井友宏

